

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の 支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の概要

趣旨

年金記録問題の重大性及び緊急性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給する。

特別加算金の支給

- 1 社会保険庁長官は、受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に受給権に係る裁定又は再裁定が行われた場合において当該裁定により支払うものとされる過去分の年金給付（時効特例法により支払う年金給付等に限る。）の全額を基礎として、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（特別加算金）を支給する。
※ 特別加算金の額は、物価スライドの考え方を勘案し、過去分の年金給付の全額を遅延年数で除した額に各年の物価変動率（対前年の物価変動率がマイナスになる年はゼロ）の累積を乗じて得た額の合計額となるような計算方法を、また、その端数処理については、1円未満切捨てを、政令で定めることを予定。
- 2 特別加算金は、施行日前に1の裁定又は再裁定が行われた者（死亡の場合はその配偶者等）に対しても支給する。ただし、既に過去分の年金給付が支払われた者に対する特別加算金の支給は、当該者の請求により行う（公布日から施行日の前日までに過去分の年金給付が支払われた者は、請求したものとみなす。）。

費用

- 1 特別加算金は、年金特別会計から支出する。
- 2 特別加算金は、年金給付とみなして、国庫負担等に関する規定を適用する。

年金業務体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

その他

特別加算金の支給に関し、受給権の保護（年金担保貸付の返済に充てることは可能とする。）、公課の禁止、不正利得の徴収、時効等について、所要の規定を設ける。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。